

令和 3 年11月定例会

総務委員会説明資料

徳 島 県 警 察 本 部

目

次

I 提出予定案件	1
1 その他の議案等	1
（1）条例案	1
ア 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について	1
（2）専決処分の報告について	3
ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	3

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について

(ア) 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正されたことに伴い、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

a 標準手数料令の一部改正に伴う手数料の額の規定

標準手数料令において定められている銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく

クロスボウの所持の許可の申請に対する審査

クロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査

クロスボウの取扱いに関する講習会の開催

クロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査

に係る手数料の標準が定められたことに伴い、これを標準として手数料の額を定めることとした。

b 手数料の額は、次のとおりである。

(a) クロスボウの所持の許可の申請に対する審査

許可を現に受けている者 6,800円

その他の者 10,500円 等

(b) クロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査

新たな許可証の交付を伴う場合 7,200円

新たな許可証の交付を伴わない場合 6,800円 等

(c) クロスボウの取扱いに関する講習会の開催

現に許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円

その他の者に対する講習会 6,900円

(d) クロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 9,300円 等

(ウ) 施行日

この条例は、令和4年3月15日（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行日）から施行する。

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
吉野川市在住 1名	415,400円	令和3年7月10日	徳島市地内	令和3年11月9日	物 損	徳島名西警察署
		捜査用運搬車が駐車場で後退した際、駐車車両に接触したもの				
計	415,400円					